

令和7年度 諸規定

ホームルーム規約

第1章 名称

第1条 各ホームルーム(HR)は〇年〇組ホームルームと称する。

第2章 目的

第2条 心身の健康をはかって、生徒としての望ましい生き方を自覚するとともに、民主的・自律的態度を養い、楽しく明るい家庭的ふん囲気をつくり、生徒間の親密な関係を育成する。

第3章 HRメンバー

第3条 HRは、そのHRの全生徒をもって構成する。

第4章 役員

第4条 各HRはつぎの役員を選出し、これをもって各HR運営委員会を構成する。

室長 1名 副室長 2名 議員 2名

書記 1名 会計 2名

第5条 HR運営委員会およびその役員の任務を、つぎのとおりとする。

1. HR運営委員会は、HR活動の企画・運営・その他一般事項を担当する。
2. 室長はHR活動の中心となり、目的達成のため努力する。
3. 副室長は、室長を補佐し、室長欠席のときには、その役を代行する。時間割の変更を毎日確認してHRへ連絡する。
4. 議員はHRと生徒会の関係をつよめるため努力する。
5. 書記は、HRの記録・広報に関する業務を行う。
6. 会計は、HRいっさいの会計業務を行う。

第6条 HRは上記のほか、つぎの役員を選出する。役員の任務はつぎのとおりとする。

学校祭実行委員 2名以上(男子1名を含む)学校祭の企画運営に関する事。(文化祭、体育祭担当各1)

生活委員 2名 学校生活における一般的事項および望ましい校風の樹立に関する事。

保健委員男女各1名 学校生活における保健・衛生に関する事。

厚生委員 2名 学校生活における清掃・営繕・その他、厚生に関する事。

運動委員男女各1名 学校生活における運動に関する事。

文化委員 2名 学校生活における文化活動に関する事。

ちぐさ委員 1名 「ちぐさ」編集に関する事。

図書委員 2名 学校図書館の運営に協力する事。

視聴覚委員 1名 視聴覚関係行事の企画運営、LT時視聴覚教室使用の際の機器の管理に関する事。

旅行・アルバム委員 男女各1名 遠足・修学旅行・卒業アルバム等に関すること。

放送委員 2名 学校内放送の運営に協力すること。

広報委員 2名 生徒会の広報に関すること。

選挙管理委員 1名 生徒会役員選挙に関すること。

第7条 全役員は協力して、HR活動の目的達成を図るとともに、生徒会、HR連絡会に協力して、その活動の円滑化につとめる。

第8条 HR役員の任期は、2期とし、第1期は4月1日から9月30日までとし、第2期は10月1日から3月31日までとする。

第5章 HR活動

第9条 HR活動は、すべて学校教育の一環として行うものであり、HR担任の指導のもとに行わねばならない。

第10条 HR活動は、ショートタイム・ロングタイム・その他、適当なときに行う。

第11条 ショートタイムは、主として出欠点検・伝達・連絡・身体状況の観察等にあて、授業前、授業後に行うものとする。

第12条 ロングタイムは、学校のロングタイム指導計画にもとづいて行うものとする。

第6章 財政

第13条 HR費は学年会費から支出する。

第14条 HR費の使用については、HR担任の指導のもとに行う。

第15条 HR費の収入、支出は、会計簿に記入し、会計が管理する。

第16条 臨時費の徴収は、HR担任の承認を得なければならない。

第7章 HR連絡会

第17条 HR連絡会は、HR役員により各種別に構成され、HR間の連絡・調整にあたり、学校生活の向上をはかる。

第18条 HR連絡会は、全学年または学年ごとに、必要に応じて開くことができる。

第19条 運営委員の連絡会及びその他の役員連絡会は各担当教師のもとに行わねばならない。

ホームルーム当番規定

1.目的 ホームルーム役員に協力し、規律あるホームルーム生活の確立をはかり、ホームルーム内の整理にあたる。

2.任務 主な任務はつぎのとおりである。

(1)始業前 窓の正しい開閉・施設・教具等の整理整頓。

(2)毎授業後 使用施設・教具の後始末。

(3)下校時 窓の閉鎖・忘れ物の処理・施設教具の整理整頓。

(4)ホームルーム日誌の記入、その他の処理。

3.組織

(1)当番の割り当ては、ホームルーム運営委員会において決める。

生徒会会則

第1章 名称と目的

第1条 本会は、愛知県立千種高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校の教育目標に即し、学校生活を楽しく充実したものにするため、民主的で自主的、自律的な生活態度を養い、よい校風をつくり、発展させることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦、学校生活の改善、福祉の向上を図る活動。
2. 学校行事への積極的参加。
3. その他、前条の目的を達成するために必要な活動。

第2章 会員

第4条 本会の会員は、本校の全生徒とする。

第5条 会員は本会の目的を自覚し、その達成のために努めなければならない。

第3章 生徒会本部

第6条 生徒会本部は、第3条にかかげる生徒会活動に関する企画、運営にあたる。

第7条 本部には次の生徒会委員会を設ける。

生活、文化、厚生、運動、広報、学校祭実行委員会。

第8条 本部役員は会長1名、副会長1名、執行役員4名、および各生徒会委員会の委員長とする。役員会は毎週1回開く。

第9条 本部役員の任務はつぎのとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、本会の活動の中心となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは代行する。
3. 執行役員は、本会の活動および会計に関する事務を分担して行う。
4. 各生徒会委員会の委員長は、委員会活動の中心となる。

第10条 本部役員の選出はつぎのとおりとする。

1. 会長・副会長・執行役員は生徒会選挙規定により選出する。
2. 各生徒会委員会の委員長は各委員会が選出する。

第4章 生徒会委員会

第11条 第7条に定める各生徒会委員会の委員は、各HRより、つぎのとおり選出される。

生活委員(2名)文化委員(2名)厚生委員(2名)運動委員(2名)広報委員(2名)学校祭実行委員(2名:男子1名を含む)

第12条 各委員会には、互選により選出された委員長、副委員長、書記、会計の各1名をおく。但し、委員長が選出されたHRは委員を1名補充する。

第13条 各委員会の任務はつぎのとおりとする。

[HR規約第6条参照]

第14条 各生徒会委員会には常任委員会をおく。

1. 常任委員会は委員会活動の企画、運営を行う。
2. 常任委員会は委員長の他に、委員会から選出された12名より構成される。(原則として各学年4名とする。)
3. 常任委員長は、委員会の委員長が兼ねるものとする。

第5章 生徒会議会

第15条 生徒会議会は、生徒会活動に関する事項の議決機関とする。

第16条 議会は、各ホームルームより選出された2名ずつの議員をもって構成する。

第17条 議会は議員の互選により議長・副議長各1名を選出する。

第18条 議長は議会を代表し、その議事運営にあたる。

第19条 副議長は議長を補佐し、議長の事故があるときは代行する。

第20条 定例議会は原則として毎月2回開き、会長が必要と認めた場合には臨時に議会を開くことができる。

第21条 議会は、生徒会議会規約の定める定足数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

第22条 議案は、出席議員の過半数の賛成によって可決する。賛否同数のときは議長が決する。

第6章 会計

第23条 本会の経費は、生徒会会計の生徒会費

第24条 予算および決算は議会に報告し、その承認を必要とする。

第25条 会計検査は、議員中から議会が指名した検査委員2名により行い、その結果は議会に報告する。

第7章 会期

第26条 会期は1年を2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から3月31日までとする。

第8章 生徒会総会

第27条 生徒会総会は每期1回開く。会長が必要と認めたときには臨時に総会を開くことができる。

第28条 生徒会総会は、生徒会活動に関する計画・事業および予算・決算の報告を行うものとする。

第9章 最終決定権

第29条 生徒会活動は、すべて顧問教師の指導のもとに行うものとし、本会に関する一切の最終決定権は学校長が有する。

第10章 改正

第30条 本会則の改正は全議員の2/3以上、全会員の2/3以上の賛成を必要とし、学校長の承認を得なければならない。

付則 本会則は昭和52年4月1日より施行する。

平成15年12月10日 一部改正

生徒会議会規約

第1章 総則

第1条 本規約は愛知県立千種高校生徒会議会規約とする。

第2条 本規約は本校生徒会における最高議決機関であると生徒会議会の公明正大かつ円滑な議会運営を目的とする。

第2章 議長団

第3条 議長団は議長(1名)副議長(1名)書記(2名)をもって構成する。

第4条 議長団選出

1. 正副議長及び書記は、新本部最初の議会において議員の中から選出される。
2. 議長選出時における仮議長は会長とする。
3. 選出方法は立候補及び推薦とする。
4. 第4条2項において選挙により出席議員の過半数の賛成を得た者が議長団を構成する。

第3章 会議

第5条 議会は会長によって召集される。

第6条 会長は毎回議会に出席する。

第6条 議会は定例議会と臨時議会とに区別される。

第7条 定例議会は毎月第1水曜日及び第3水曜日に召集されるのを常例とする。但し生徒会長が特別の理由があると認められた場合はこれを変更することができる。

第8条 臨時議会は会長が必要と認められた場合もしくは総議員の1/4以上の連署が、会長に提出された場合に召集される。

第9条 定例議会及び臨時議会の開会時刻は4時限終了後または授業後25分後とし閉会時刻は原則とし5時限開始5分前まで又は下校時刻5分前までとする。但し開閉時刻は議会が必要と認められた場合変更される。

第10条 議員の定足数は総議員の2/3とする。但し12月1日から3年生卒業までは総議員の1/2とする。また3年生卒業後は総議員を1,2年生のみとする。

第11条 流会とは議員の定足数が満たないため予定していた議事を中止にすることである。出席議員数が開会時刻より5分経過後にも定足数に満たない場合は会長と議長は協議し流会とすることができる。

第12条 休会とは議事進行中に閉会することである。会議中定足数に満たなくなった場合は会長と議長は協議し休会とすることができる。また緊急動議が可決された場合は休会とする。

第13条 休息とは議事を一時中断することである。会長と議長は特別の理由がある場合は協議し休息とすることができる。また緊急動議が可決された場合、休息とする。

第14条 臨時議会の審議は定められた議題のみとする。

第15条 議席は原則として指定する。

第15条 議席は原則として指定する。

第16条 議会の回数は新年度をもって改め初めての議会から第1回議会とする。

第4章 議事

第1節 議事進行

第17条

1. 開会宣言
2. 議会副議長による出欠点呼
3. 前回議事録の確認
4. 議事予定の報告
5. 前回議事未了の議事
6. 今回議事予定の議事
7. 閉会宣言

《補則》第17条3項については議員は議長団が配布した前回議事録を議会開始前に確認しもしその記録に誤りがあればその場で指摘し議長により訂正される。異議のない場合はその議事録は承認されたものとする。

第18条

第17条5.6.項の審議は原則として次の順序で行う。

1. 原案提出及び提案者による説明
2. 原案に関する質疑応答と討論
3. 修正案の提示及び説明
4. 修正案に関する質疑応答
5. 議決

第2節 発言

第19条 発言は全て挙手をし「議長」と呼び掛け、議長がこれを許可した場合に起立して行う。

第20条 発言の内容は議題の範囲を越えてはならない。但し緊急動議はこの限りではない。

第21条 発言は他の発言に妨げられない。

第22条 議員は議会で行った発言、討議議決について議会外で個人にも責任を問われない。

第23条 発言者は要旨を明確にするように心がけなければならない。

第24条

1. 議長が開会宣言する前及び休会、流会、休息、閉会を宣言した後は何人も発言できない。
2. 議長が議決、質疑応答と討論の打ち切りを宣言した後は議事進行に関する発言以外は発言できない。

第3節 動議

第25条 動議は普通、修正、差し戻し、緊急動議に区別される。

《補則》

1. 普通動議とは一般生徒の要望を実現するため議員が定例議会で行う提案である。

2.修正動議とは審議中の議題の一部を改正するために行う提案である。

3.差し戻し動議とは審議中の議題をその提案者に返して再考させるために行う提案である。

4.緊急動議とは審議中の議題とは直接関係のない事項について行う提案である。

第26条 緊急動議は他のいかなる動議にも優先する。

第27条 議長は提出された動議を却下することができる。

第28条 議長は提出された動議の支持者が2名以上ある場合これを議題としなければならない。ただし、緊急動議は5名以上の支持を必要とする。支持者は提案者を除く。

第29条 議題として認められた動議は直ちに審議される。

第30条 議会における既成事項の修正、取り消し、再審議動議の成立には、その事項成立時にあった新しいかつその既成事項に重大な影響を及ぼす要因を伴っていなければならない。ただし、この判断は議長がする。

第31条 前条に適用しない場合は第27条により議長は動議を却下する。

第32条 本部から提出された議案は議員の支持を必要とせずそのまま議題とする。

第33条 議題は原則として議会開会までにHRで討論できるように伝達する。

第4節 議決

第34条 議決の際議場にいない議員は議決に加わる事ができない。

第35条 議決方法は原則として挙手とし、必要に応じて起立、記名及び無記名投票を採用する。

第36条 議案は会則第22条に基づいて出席議員の過半数によって決し可否とも過半数に満たない場合原則として再審議とする。しかし非常に限り議長の判断で単純多数により決することができる。但し議長はその理由を議決前に議員に報告しなければならない。賛否同数の場合は議長が決する。但し議会における既成事項の修正、取り消し、再審議案の可決は出席議員の2/3以上による。

第37条 議決は原案に最も近い修正案から始め順次原案に至るものとする。

第38条 議決は賛成者の数が過半数に満たない場合反対者の数を問うこととする。

第39条 議決が終わった時副議長は議長に結果を報告し議長はそれを宣言しなければならない。

第40条 議決権は議長団を除く全議員がこれを有する。

第41条 議員は自己の議決の更正を求めることができない。

第5節 撤回

II

第42条 撤回とは審議中の議題を提案者自ら取り下げることである。撤回は出席議員の1/3以上の支持を得なければならない。

第5章 議長

第43条 議長は公明正大な議事運営を心がけなければならない。

第44条 議長は議事運営上の権限を有する。

第45条 議長は著しく議事運営を妨げる者に対して発言の停止あるいは退場を命ずることができる。

第46条 議長は議長権を濫用してはならない。

第 47 条議長が発言する場合は議長は副議長と交替しその議決が終わるまで議長席に復することはできない。副議長が欠席又はその議題に関する発言をしている場合は議長の指名により議員中より仮議長を選出する。

第 48 条議長に関する動議が提出された場合は議長は副議長と交替しその判定を議会に問う。

第 49 条 議長は発言に際して賛成者反対者を交互に発言させるよう心がける。

第 50 条議長は次の宣言を行う。

1. 開会,閉会,流会,休会,休息,延長
2. 質疑,討論,議決の開始及び終了
3. 第 39 条に定める事項

第 6 章 副議長及び仮議長

第 51 条 副議長は議長を補佐し議長の事故あるときは代行する。

第 52 条議長、副議長とも欠席の場合は議会書記を臨時の議長とし議員中より仮議長を選出する。

第 7 章 議員

第 53 条議員は議会の決定事項を毎回正確に HR に報告する義務を負う。

第 54 条議員はやむを得ない理由で欠席する場合は代理人を出しその理由を議長に報告しなければならない。

第 55 条議員が前条に反した場合は議長及び会長は適切な処置を取る。

第 56 条 議員は会議中に議場を離れる場合あるいは議場に入る場合は議長の許可を必要とする。

第 8 章 傍聴人,参考人,代理人

第 57 条提案者は発言権を有するが動議は提出できない。

第 58 条 生徒会会員は議会の開始までに議長の許可を得てその議会の傍聴することができる。

第 59 条傍聴人は議場への出入り、座席を含めて議長の指示に従わなければならない。

第 60 条傍聴人は発言権を有しない。

第 61 条 議会は出席議員の 1/5 以上の要求があった場合参考人の出席を求め説明を要請することができる。

第 62 条代理人は自分の所属する HR の生徒会会員とする。

第 63 条代理人は議会開始までに議長に資格を明らかにしてその旨を届け出なければならない。

第 9 章 議事録

第 64 条 議事録には次の事項を記入する。

1. 議会の種類及び回数
2. 議会の開会閉会の年月日
3. 議員の出席状態
4. 議長、書記,会長名

5.提案者,参考人,出席顧問名

第13章 補則

第74条 いかなることもあっても本規約は本生徒会最高規約である生徒会会則を妨げることはない。また生徒会会則が改正され改正箇所が本規約と相反する場合は会則に従って修正されなければならない。

第75条 本規約は平成3年11月1日より施行する。

-

生徒会選挙規定

第1章 生徒会役員選挙

1. 生徒会全会員より会長1名副会長1名執行役員4名を選出する。
2. 生徒会全会員は、選挙権および被選挙権を有する。但し、選挙管理委員はその役にある限り、被選挙権を有しない。
3. 役員選挙は生徒会全会員より、会長1名副会長1名執行役員4名を記号式無記名投票で行う。
4. 投票は立候補者のみについて行う。同一人は2種以上の役員に立候補することができない。
5. 候補者は、1名の推薦責任者を含む10名以上の推薦者を必要とし、これを選挙管理委員会に提出し、その確認を得なければならない。ただし、2名以上の立候補者の推薦責任者になることはできない。
6. 選挙の日時、その他の細目は、選挙管理委員会の指示に従う。
7. 対立候補者がいないときは、全会員の信任投票を行い、有効票数の過半数をもって信任とする。
8. 会長および副会長の選挙の場合、得票数が1/3に達しないときは、得票数の多い者から2名を、選挙管理委員会が選定し再選挙する。また、執行役員選挙の場合、得票数が1/3に達する者が定員に達しないときは、再選挙を以下のように定める。
 - (1) 得票数が1/3に達した者を当選とする。
 - (2) 得票数が1/3に達しない者(1)の者を除いた立候補者について、定員から(1)の人数を引き1名加えた数だけ、得票数の多い者から選挙管理委員会が選定し再選挙する。
9. 投票数が同数のときは、決戦投票を行う。
10. 投票および開票は、選挙管理委員会の指示にもとづいて行う。
11. 役員選出は、前期は4月中に、後期は10月中までに行う。
12. 役員は欠員を生じた場合は、選挙管理委員会の指示に従い、新役員を再選する。ただし、任期は残留期間とする。
13. 当選者は、管理委員会の公示と学校長の認証により確定する。

第2章 選挙管理委員会

1. 選挙管理委員会は、年度初めに設置する。
2. 委員会は、各ホームルームより選出された1名の委員から構成される。委員の任期は当年度とする。
3. 委員会は互選により、委員長1名、副委員長1名、書記2名を選出する。委員長は会を代表する。

4. 委員は、生徒会役員の推薦者になれない。
5. 委員が生徒会役員に立候補する場合には、委員長に申し出た後辞任し、後任をホームルームより 選出しなければならない。
6. 委員会の任務はつぎのとおりである。
 - (1) 選挙告示
 - (2) 候補者の受付, 資格確認および公表
 - (3) 選挙運動に関する事項
 - (4) 投票用紙の作製
 - (5) 投票・投票所の管理
 - (6) 開票・公表
 - (7) 学校長への報告
 - (8) 選挙後の処理

第3章 選挙運動

1. 選挙運動は、選挙管理委員会から、立候補確認の通知を得た後、投票日前日までとする。
2. 選挙運動は、学校の行事・授業のさまたげにならないように行わなければならない。
3. 選挙運動に関する物品は、選挙管理委員会から指定されたものを使用する。
4. 立候補ポスター
 - (1) 立候補ポスターは役員名・立候補者名・推薦責任者名を明記し、選挙管理委員会の指定した場所に掲示すること。
 - (2) 立候補ポスターは、選挙管理委員会の指定する用紙(B4 版大のもの)10 枚以内とする。
 - (3) 立候補ポスターは、選挙終了日までに、推薦責任者の責任において完全に除去する。
5. 立会演説会
 - (1) 立会演説会は1 回とし、選挙管理委員会が開催する。立会演説会に放送を利用するときもある。
 - (2) 演説者は、立候補者と推薦責任者とする。やむを得ない理由で、候補者あるいは推薦責任者が演説できないときは、選挙管理委員会の承認を得て、代理者が演説することができる。
 - (3) 立会演説会の日時、演説時間は、選挙管理委員会の指示に従う。

6. その他の選挙運動については、選挙管理委員会の指示に従うものとする。

第4章 顧問

生徒会選挙は、生徒会顧問の指導のもとに行うものとする。

第5章 改正

本規定の改正は、生徒会議会の承認を得た後、学校長の許可を必要とする。

付則

本規定は昭和 38 年 10 月 1 日より施行する。

平成 16 年 1 月 30 日 一部改正

部活動規約

第1条 (目的)

部活動は、部員の自主的、自発的活動を通じて、その教養と健康の向上を図ると共に、集団生活において協力していく態度や、余暇を活用する態度などを養うことを目的とする。同好会については目的、種類、部員、役員、活動は、以下の部活動規約第1、2、3、4、5条に準ずる

第2条 (種類)

部活動は文化、体育の2部に分け、それぞれ各種部からなる。

第3条 (部員)

部活動または同好会の所属は、1つまでとする。

第4条 (役員)

各部活動は部長、書記、会計1名を部員の互選により選出する。役員の任務は次の通りとする。

1. 部長 部を代表し、その活動の中心となって部活動を総括する。
2. 書記 部活動に関する事務にあたる。
3. 会計 部活動の会計に関する事務にあたる。

第5条(部活動)

各部活動は、原則として毎週1回以上の全部員による活動を行う。

各部活動は、その活動内容が部活動名と合致しているものとする。

第6条(経費)

1. 部活動の経費は、生徒会会計の部活動費を当てる。
2. 部活動予算の編成については、生徒会本部に委任し、その決定については、部活動連絡会の承認を得るものとする。
3. 会計検査は、生徒会会計がこれを行い、その結果を連絡会に報告する。

第7条(部活動連絡会)

1. 部活動連絡会は各部活動からの1名の推薦者で構成する。
2. 部活動には文化、体育の部別、および合同の連絡会を設け、必要に応じて開く。
3. 連絡会は部活動間の連絡、調整にあたり、部活動の向上を図る。

第8条(新規設立)

部活動新設の場合は、同好会として一定期間の活動を経たうえで、下記の1. 条件をそなえ2.3. の手続と承認を得るものとする。

1. 条件

(1) 年間を通して活動できる部員をようし、継続的に活動でき、発展の見通しのあること。

(2) 原則として校内において活動を行うための場所があること。

(3) 予算措置ができるような部活動内容、規模であること。

(4) 顧問として指導にあたる本校職員がいること。

2. 手続き

条件(1)(2)(3)(4)が満たされたときは新設部活動名、参加者の組、氏名、活動場所、年間予算、顧問氏名を記入のうえ部活動係まで提出する。

3. 関係機関(特別教育活動課、部活動連絡会、部活動顧問会、議会、職員会、学校長)の承認を得ること。

4. その他

(1) 正式な部活動は年度初めからとする。

(2) 年度途中で新設が認められた時は、準備期間として3学期からその活動を認める。ただしその期間は予算はない。

第9条(同好会への降格、廃部)

第8条1.(1)(2)(3)(4)の条件が2年間通して満たされない場合、関係機関で協議の結果、同好会への降格または廃部もありうる。

第10条(同好会)

1. 目的、種類、部員、役員、活動は、部活動規約第1, 2, 3, 4, 5条に準ずる。

2. 同好会新設の場合は下記3.の条件をそなえ、4.の手続と承認を得るものとする。

3. 条件

(1) 1年目においては5名以上、2年目からは1年生3名以上、2年生3名以上を含む計6名以上の入会希望者がいること。

(2) 校内に活動場所があること。既存する部の活動場所と重なる場合は、関係する部の合意を必要とする。

(3) 顧問として指導にあたる本校職員がいること。

(4) 活動内容が学校活動において適正であると判断されること。

4. 手続き

条件(1)(2)(3)(4)が満たされたときは新設同好会名、参加者の組、氏名、活動場所、顧問氏名を記入のうえ部活動係まで提出する。

5. 経費

同好会の経費は、生徒会会計からは支給しない。

6. 部への昇格

同好会は発足後1年半以上の活動を経て、部への昇格を部活動係へ申請することができる。その後、関係機関(特別教育活動課、部活動連絡会、部活動顧問会、議会、職員会、学校長)の承認が得られた場合には部への昇格を認める。ただし、部活動連絡会においては関係部活動を含む3分の2以上の承認を必要とする。また、同年11月末日までに昇格が認められないときは、次年度の経費は生徒会会計からは支給しない。

7. 廃止

上記3.の条件が1年間満たされない場合には、関係機関の協議により廃止とする。

第11条(最終決定権)

各部活動および各連絡会の活動は、それぞれの顧問教師の指導の下に行い、部活動に関する一切の最終決定権は学校長が有する。

付則

本規約は、昭和38年10月1日から施行される。

平成15年12月10日

一部改正

平成20年3月13日

一部改正